

# 消費対策の概要

令和3年度

佐倉市消費生活センター

(令和5年2月)

## はじめに

令和3年度、佐倉市消費生活センターに寄せられた相談件数は、1,362件でした。前年度と比べ133件ほど減少していますが、これは、はがきによる身に覚えのない架空請求に関する相談が令和元年度より、全国的に大きく減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症に関連する相談が前年度より減少していることが影響していると考えられます。

その一方で、社会の急激なデジタル化と高齢化の進展は、今まで想定されていなかった複雑な消費者問題につながっています。特に高齢者が被害に遭うケースが多く、契約当事者が70歳以上である相談の割合は、33.3%になりました。

判断能力の衰えや契約内容への理解不足などによる高齢者や障がい者の消費者トラブルは、問題が顕在化しにくい傾向があり、その被害防止には、家族のみならず、近隣住民や福祉事業者、行政機関等が協力して見守っていく必要があります。

さて、改正民法により、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳から19歳までの若者における消費者トラブルの防止に向けて、消費者教育の充実、啓発や情報提供の強化が今後ますます重要になると考えられます。

トラブルとなる販売形態で最も多かったのは、通信販売(インターネット通販)に関する相談であり、令和3年度は全体の33.8%という割合でした。19歳未満の若者は、オンラインゲームの課金に関する相談が多く、20歳代では、美容や投資に関する相談が多くなる傾向にあります。

佐倉市消費生活センターでは、若年層への消費者教育の推進、啓発活動に努めるとともに、消費者利益の保護のため、相談体制の強化にも引き続き取り組んでまいります。

結びに、令和3年度消費対策の概要をまとめるにあたり、関係各位のご協力に感謝申し上げますとともに、佐倉市の消費生活行政へのご理解の一助となれば幸いです。

令和5年2月

佐倉市消費生活センター

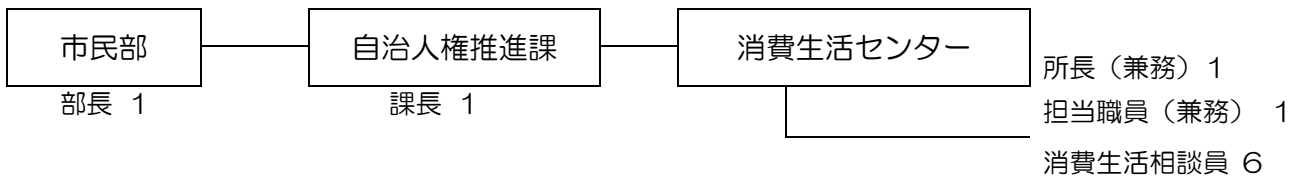
# 目次

<b>I 消費者行政の概要</b> .....	1
1. 機構 .....	2
2. 事務分掌 .....	2
3. 当初予算額の推移 .....	3
4. 施設の概要 .....	4
5. 令和3年度実施事業 .....	5
<b>II 令和3年度実施結果の概要</b> .....	6
<b>1. 消費者保護及び相談事業</b> .....	7
(1) 消費生活相談 .....	7
(2) 消費者問題出前講座 .....	11
(3) 立入検査 .....	12
<b>2. 消費者問題啓発事業</b> .....	13
(1) 消費生活展 .....	13
(2) 消費生活セミナー .....	14
(3) 図書貸し出し・活動コーナー利用 .....	14
<b>3. 消費生活センター管理運営事業</b> .....	15
(1) 佐倉市消費生活センター運営協議会 .....	15
<b>III 消費生活相談の広報活動</b> .....	16
<b>1. こうほう佐倉への掲載状況</b> .....	17
(1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧 .....	17
(2) 令和4年度こうほう佐倉 .....	18
(3) 啓発コーナーの新設 .....	25
<b>IV 参考資料</b> .....	26
佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例 .....	26
佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 .....	33
佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則 .....	30

# I 消費者行政の概要

# 1. 機 構

令和3年4月1日現在 単位：人



## 2. 事務分掌

### 自治人権推進課事務分掌

1. 字名及び字区域に関する事。
2. 住居表示及び住居表示審議会に関する事。
3. 法律・人権・行政相談及び結婚相談に関する事。
4. 市政についての要望等の緊急処理及び調整に関する事。
5. 行政相談委員及び市民相談員に関する事。
6. 各種相談事業を主催する関係機関との連絡調整に関する事。
7. 消費者行政の総括に関する事。
8. 佐倉市コミュニティセンターに関する事。
9. 佐倉市消費生活センターに関する事。
10. 人権擁護委員に関する事。
11. 市民協働施策の調査研究、企画及び総括に関する事。
12. 特定非営利活動団体に関する事。
13. 市民活動団体の総括に関する事。
14. 市民憲章の推進に関する事。
15. 市民協働に関する施策の推進に関する事。
16. 佐倉市市民公益活動サポートセンターに関する事。
17. 自治会、町内会等の育成及び支援に関する事。
18. 地縁団体に関する事。
19. 市民協働推進委員会に関する事。
20. コミュニティ施設（集会所）に関する事。
21. 人権施策の調査研究、企画及び調整に関する事。
22. 人権意識の普及啓発に関する事。
23. 男女平等参画計画に関する事。
24. 男女平等参画社会づくり施策の調査研究、企画及び調整に関する事。
25. 男女平等参画社会づくりの普及啓発に関する事。
26. 佐倉市男女平等参画推進センターの管理運営に関する事。

### 消費生活センター

1. 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事。
2. 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関する事。
3. 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する事。
4. 消費者に対する自主活動の場の提供に関する事。
5. 家庭用品品質表示法（昭和36年法律第104号）に関する事。
6. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関する事。
7. その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

### 3. 当初予算額の推移

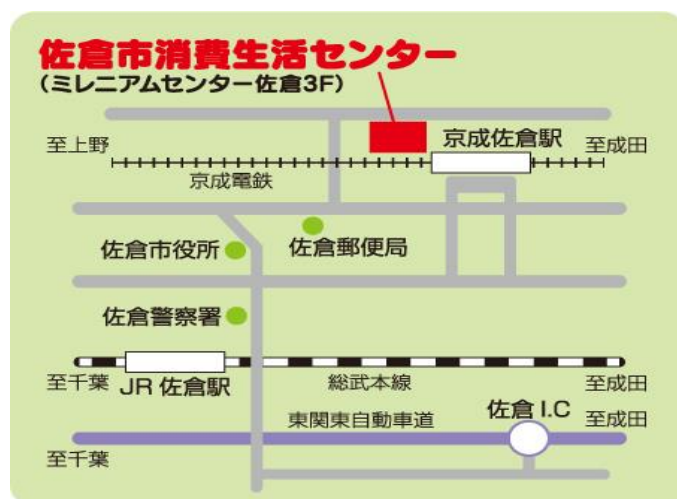
(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
消費者行政推進費	13,347	13,346	15,347	14,784	14,606
<b>1. 消費者保護及び相談事業</b>	<b>10,233</b>	<b>10,242</b>	<b>12,406</b>	<b>13,695</b>	<b>14,137</b>
消費生活相談員報酬	9,716	9,716	8,832	9,956	9,996
職員手当等	—	—	1,014	1,232	1,229
社会保険料	—	—	1,363	1,160	1,643
報償費	300	300	300	300	300
普通旅費	15	15	12	10	6
特別旅費	—	12	11	—	—
相談員通勤費	—	—	602	864	816
相談員出張費	—	—	76	89	73
消耗品	164	158	159	50	40
手数料	10	10	8	9	9
各種研修負担金	20	23	21	21	18
県消費生活センター連絡協議会負担金	8	8	8	4	7
<b>2. 消費者問題啓発事業</b>	<b>2,898</b>	<b>2,888</b>	<b>2,732</b>	<b>880</b>	<b>364</b>
講師謝礼(消費生活セミナー)	280	280	240	80	180
普通旅費	6	6	4	—	—
消耗品費	451	456	446	—	184
食糧費	2	2	2	—	—
印刷製本費	653	661	652	—	—
通信費	10	—	—	—	—
手数料	590	583	542	—	—
消費生活展事業委託料	906	900	846	800	—
<b>3. 消費生活センター管理運営事業</b>	<b>216</b>	<b>216</b>	<b>209</b>	<b>209</b>	<b>105</b>
運営協議会委員報酬	184	184	184	184	85
費用弁償	12	12	11	11	6
消耗品費	10	14	10	10	10
食糧費	4	—	—	—	—
通信費	6	6	4	4	4

## 4. 施設の概要

1. 名 称 佐倉市消費生活センター
2. 所在地 〒285-0005  
佐倉市宮前3丁目4番地1 ミレニアムセンター佐倉3階
3. 開設年月日 平成12年11月1日
4. 開所時間 月～金曜日  
相談時間 9:00～12:00・13:00～16:00
5. 施設の規模 相談室1・2、閲覧コーナー、活動コーナー、事務室
6. 電 話 相談員専用 043-483-4999  
ダイヤルイン 043-483-3010  
FAX 043-483-8604

### 7. センター案内図



### 8. センター見取図



## 5. 令和3年度 実施事業

### 消費者保護及び相談事業

消費生活相談 月～金 9時～12時、13時～16時  
(消費生活センター)

### 消費者問題啓発事業

- 消費生活展
- 消費生活セミナー（年2回）
- 消費者問題出前講座
- 広報紙、電子媒体を活用した啓発、情報提供
- 啓発物の配架
- 図書等の貸し出し

### 消費生活センター管理運営事業

- 消費生活センター運営協議会  
→年2回実施  
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議)



## Ⅱ 令和3年度事業実施結果の概要

# 1. 消費者保護及び相談事業

## (1) 消費生活相談

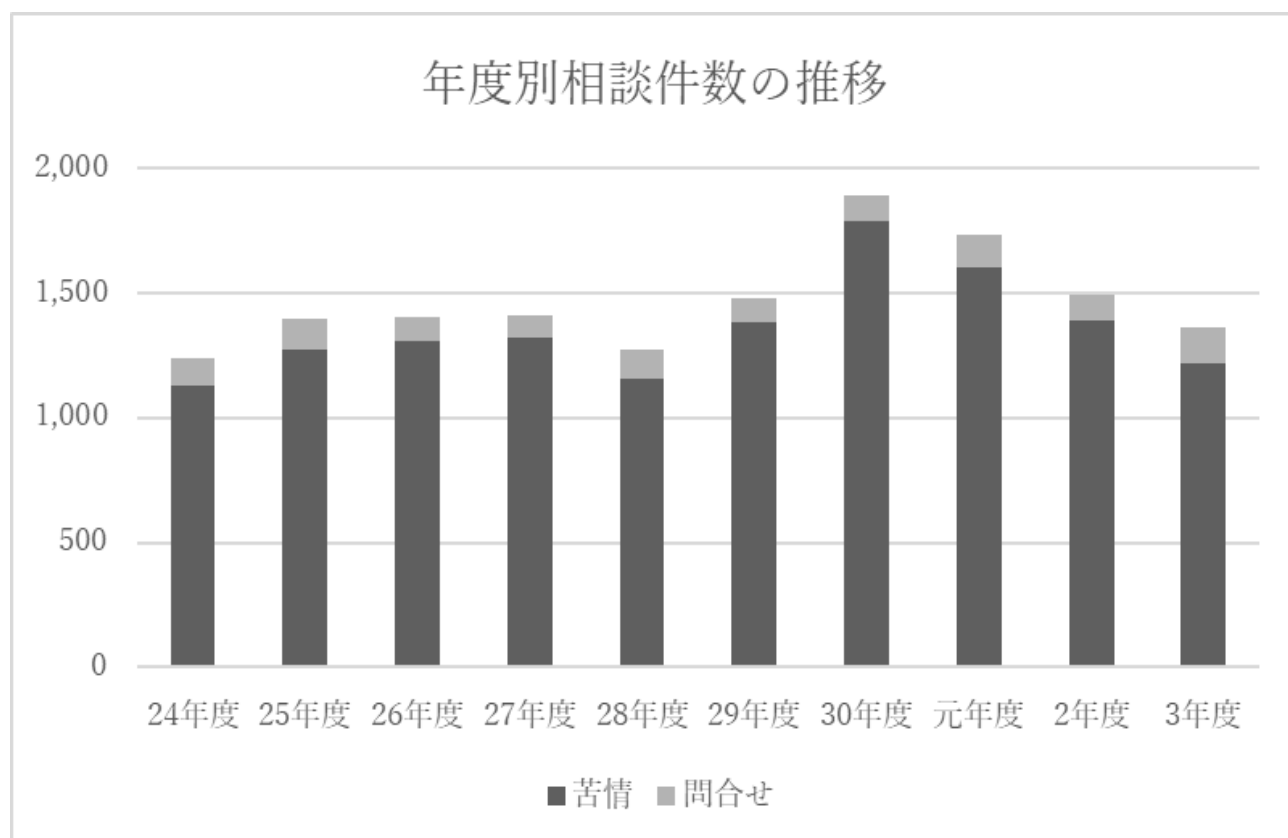
消費者保護の立場から、消費生活の安全及び向上を図るための施策として、商品やサービス等の消費生活相談を実施しています。

相談時間 平日月曜日～金曜日  
9時～12時、13時～16時  
相談専用電話 043-483-4999

### ・年度別相談件数（佐倉市受付件数）

(単位：件)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
苦情	1,127	1,272	1,306	1,323	1,155	1,384	1,790	1,601	1,389	1,220
問合せ	113	129	102	92	122	95	102	134	106	142
合計	1,240	1,401	1,408	1,415	1,277	1,479	1,892	1,735	1,495	1,362



令和3年度の相談件数は、1,362件となり、前年度の1,495件から133件の減少となっています。減少の背景として、ハガキ等による「架空請求」の相談、新型コロナ関連の相談が減少したためです。

・男女別・年齢別相談件数

(単位：人)

年代等	男 (人)	女 (人)	合計 (人)	複数相談 (件)	相談件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	21	9	30		30	2.2
20歳代	29	43	72	1	73	5.4
30歳代	39	61	100		100	7.3
40歳代	41	62	103	3	106	7.8
50歳代	68	107	175	2	177	13.0
60歳代	89	97	186	2	188	13.8
70歳以上	235	214	449	4	453	33.3
年代不明	110	82	192		192	14.0
その他(団体等)			43		43	3.2
合 計	632	675	1,350	12	1,362	100

\*1回の電話相談等で、複数件の相談をされる方について、複数相談に計上

男女別の相談では、例年は女性からの相談が多くありましたが、令和3年度は同程度となりました。また、年代別では、60歳代、70歳代を合計すると、その割合は47.1%に上りました。

・内容別相談件数

(単位：人)

内容別分類	元年度	2年度	3年度
安全・衛生	50	56	65
品質・機能・役務品質	157	128	165
法規・基準	20	15	41
価格・料金	295	285	325
軽量・量目	1	0	2
表示・広告	149	142	176
販売方法	738	795	746
契約・解約	1,253	1,082	885
接客対応	187	244	215
包装・容器	0	0	2
施設・設備	3	1	3
買い物相談	4	12	3
生活知識	17	9	4
その他	35	25	30
合 計	2,909	2,794	2,662

相談内容により分類上、重複計上しています。

・販売購入形態別相談件数

(単位：人)

販売購入態別	元年度	2年度	3年度
店舗購入	384	341	274
訪問販売	122	130	133
通信販売	429	554	460
マルチ・マルチまがい	17	9	8
電話勧誘販売	71	45	56
ネガティブ・オプション	2	3	7
訪問購入	10	14	8
その他無店舗	9	9	3
不明等	691	390	413
合 計	1,735	1,495	1,362

SNS やインターネット上の広告をきっかけとしたインターネット通販による相談が460件あり、店舗購入を超えています。

・商品・役務別相談件数（上位 20 位）

（単位：人）

	商品大分類	元年度	2 年度	3 年度
商品	商品一般	423	139	132
	食料品	96	116	84
	住居品	46	66	54
	光熱水品	39	33	27
	被服品	50	67	56
	保健衛生品	76	119	92
	教養娯楽品	88	119	101
	車両・乗り物	37	23	31
	土地・建物・設備	62	45	47
	他の商品	3	2	0
	商品計		920	729
役務	クリーニング	6	3	3
	レンタル・リース・賃借	47	39	38
	工事・建築・加工	82	69	103
	修理・補修	29	17	41
	管理・保管	1	0	1
	役務一般	6	2	20
	金融・保険サービス	85	71	81
	運輸・通信サービス	234	255	90
	教育サービス	0	6	3
	教養・娯楽サービス	47	35	118
	保健・福祉サービス	89	76	61
	他の役務	75	96	100
	内職・副業・ねずみ講	5	11	18
他の行政サービス	26	18	14	
役務計		732	698	691
他の相談		83	68	47
総件数		1,735	1,495	1,362

1,362 件の相談内容のうち「商品」に関する相談が、624 件（45.8%）、  
「役務に関する相談」が 691 件（50.7%）、他の相談が 47 件（3.5%）でした。

## (2) 消費者問題出前講座

市内で活動する各団体等からの申請により、消費生活相談員が、希望の会場に出向いて身近な事例も交え、消費生活に関する問題等のわかりやすい講座を開催しました。

回	講座日	テーマ	団体名	会場	受講者数
1	5/28	最近の悪質商法から 消費者トラブルの傾向と 対策	佐倉地域包括支援 センター	ミレニアムセンター佐倉 会議室	15
2	6/11	インターネットに関する トラブル	佐倉市民カレッジ	佐倉中央公民館	20
3	11/18	最近の悪質商法から 消費者トラブルの傾向と 対策	南部地域包括支援 センター	南部地域福祉センター	11
受講者合計					46

### (3) 立入検査

#### 1. 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

下記の特定製品に適正な表示（PSマーク等）がされているか市内1店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和3年3月（1日間）

品目 件数	乳幼児ベッド
検査店舗数	1
検査数	4
違反件数	0

#### 2. 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

下記の家庭用品を抽出し、適正な表示がされているか市内2店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和3年3月（2日間）

品目 件数	【電気機械器具】 ジャー炊飯器	【繊維製品】 帽子	【合成樹脂加工品】 バケツ・かご	【雑貨工業品】 洋傘
検査店舗数	2	2	2	2
違反件数	0	0	0	0

## 2. 消費者問題啓発事業

### (1) 消費生活展

消費者が自ら考え判断し自主的に行動する「自立した消費者」をめざすために、消費生活に必要な知識や消費生活の問題点等を展示等により消費者に情報提供しました。

- ・開催日 令和4年1月22日(土)・23日(日)
- ・会場 イオンタウン ユーカリが丘店 西街区1階 さくらの広場
- ・テーマ かわる ~かわる、かえる 私たちの暮らし~
- ・主催 佐倉市消費生活展実行委員会

	参加団体名	テーマ
1	NPO せっけんの街	SDGs をせっけん生活で始めよう!
2	有害ゴミゼロをめざす市民の会	1日に食料2キロ 水2リットル 空気15キロ!?
3	生活協同組合 コープみらい	生協とSDGs、エシカル
4	温暖化防止さくら	地球温暖化の原因と地球温暖化防止
5	あすなろ会	もっとお米を食べてください
6	(一財) 関東電気保安協会 千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
7	佐倉市廃棄物対策課	令和4年度からごみの収集方法が変わります
8	佐倉市危機管理課	Stop! 電話 de 詐欺
9	消費生活センター	18歳で成人になるってどんなこと? ~民法改正により2022年4月1日から 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます~



## (2) 消費生活セミナー

「自立した消費者」の育成のため、最近の話題・消費者問題等を「テーマ」に、土曜日に2回開催しました。なお、コロナ禍により、各回、定員を絞っています。

場所・時間：ミレニアムセンター佐倉 会議室 午後1時30分～3時30分

	日にち	テーマ	講師	参加者
1	令和3年 11月20日(土)	携帯電話を安心して活用するために	ドコモショップ 佐倉志津店 スマホ教室アドバイザー 石渡 康英	15
2	令和4年 2月5日(土)	暮らしのリスク 葬祭の知識と心づもり	日本葬祭アカデミー 教務研究室 代表 二村 祐輔	20

## (3) 令和3年度 閲覧コーナー図書貸出・活動コーナー使用状況

閲覧コーナーには、消費に関する本とビデオテープ・DVDがあります。また、啓発用パネルを作成し、消費生活展・消費生活センター脇の通路に展示して消費者に必要な知識や情報を提供しています。

閲覧コーナー（図書）	
図書蔵書冊数	673冊（令和3年4月1日現在）
図書貸出数	3冊/2名

活動コーナーには、テーブル2とイス16脚あり会議等に利用できます。

活動コーナー	
使用料	午前330円 午後450円 1日780円
使用回数	午前2回 午後48回
使用者数	270人
使用料	22,260円

### 3. 消費生活センター管理運営事業

#### (1) 佐倉市消費生活センター運営協議会

目的 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例に基づき、設置されています。

概要 事業計画及び事業実施状況の報告

会議 定例会 年2回 令和3年7月30日・令和4年2月28日（書面会議）

構成委員 ①消費者団体の代表 7名以内  
②経済団体等の代表 3名以内  
③公募市民 4名以内  
④学識経験者 1名

佐倉市消費生活センター運営協議会委員

[敬称略]

	氏名	所属団体名
1	由川 尚美	生活協同組合コープ みらい
2	磯辺 寛子	NPOせっけんの街
3	宮田 みどり	有害ゴミゼロをめざす市民の会
4	中台 ヒデ子	あすなろ会
5	橋本 國昭	温暖化防止さくら
6	御園生 貴一	佐倉商工会議所
7	齋藤 浩次	千葉みらい農業協同組合
8	藤原 大輔	(社)佐倉青年会議所
9	目崎 和一	市民(公募)
10	岡田 恭比呂	市民(公募)
11	愛澤 忠良	市民(公募)
12	後藤 英子	学識経験者(消費生活相談員)

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日迄

### Ⅲ 消費生活相談の広報活動

# 1. こうほう佐倉への掲載状況

## (1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧

「消費者コーナー」にて各種講座・講演等の案内、消費者問題に関する啓発・情報提供を行っています。

※紙面の関係で年により掲載されない月もあります。

発行号	タイトル
令和3年4月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・未成年の子どもがオンラインゲームで高額課金していた</li><li>・偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意！</li></ul>
令和3年5月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・男性の美容医療トラブルに注意を！</li><li>・さまざまな事例から学び、「かしこい消費者へ」消費者出前講座</li></ul>
令和3年6月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・未成年者契約の取消し</li><li>・消費生活相談員の資格に挑戦してみませんか</li></ul>
令和3年7月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレジットカードの利用明細必ず確認していますか？</li><li>・消費者ホットライン 188 とは？</li></ul>
令和3年9月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問購入にご注意を！「不用品買い取り」のはずが、大切な指輪を買い取られた</li><li>・インターネット通販、トラブルに巻き込まれないよう、もう一度確認を・・・</li></ul>
令和3年10月1日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・特集 令和2年度の報告</li></ul>
令和3年10月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・海外FX取引を勧められたら、ちょっと待って！</li><li>・消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設</li></ul>
令和3年11月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・「保険金が使えない」にご注意を！火災保険の申請はご自身で</li><li>・身近な人の被害に気付くために</li></ul>
令和4年12月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・回数券やフリーパス 購入は慎重に</li><li>・消費者庁「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」を開始！</li></ul>
令和4年1月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険！ネットの「情報商材で簡単にもうかる」話</li><li>・「無料点検」のはずが高額な工事契約に？屋根工事の契約トラブル</li></ul>
令和4年2月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・サブスクリプションサービスとは</li><li>・慌てないで トイレ修理で思わぬ高額請求</li></ul>
令和4年3月15日号	<ul style="list-style-type: none"><li>・不用品回収のトラブルにご注意を！</li><li>・着物販売の強引な勧誘に注意</li></ul>

# (2) 令和4年度こうほう佐倉

令和3年4月15日号

2021年(令和3年)4月15日(1355号)

暮らしの情報...6

## 消費者コーナー

消費生活センター  
☎(483) 49999  
☎(483) 86004

困ったときは消費生活センターにご相談ください

<http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/3-0-0-10.html>

消費生活相談から

### 未成年の子どもがオンラインゲームで高額課金していた



【事例】小学5年生の子どもが、スマートフォンで一回だけの約束でアイテムを購入し、父親のクレジットカードで決済した。後日クレジットカード会社から高額になっていたので確認したところ、子どもがクレジットカードで8万円分のアイテムを購入していたことがわかった。

一回入力したカード情報を利用して、子どもがアイテムを購入できると思わなかった。親に内緒でやったことなので、取り消してもらえないか。

【相談員から】オンラインゲームとは、スマートフォンやタブレット、音楽携帯プレイヤーやゲーム機を介して、インターネットに接続して利用するゲームです。ゲームソフトやアプリは無料でダウンロードできるものもありますが、ゲームを有利に進めるためのアイテムを購入する際に課金が発生します。未成年者が親などの法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則的には取り消すことができます。

事例の場合は、ゲーム会社や事業業者に、未成年者契約の取り消しを求めて交渉することになります。しかし多くのゲーム会社は、規約で未成年者の利用には親の同意を求めており、また画面上では年齢確認やそれに応じた利用限度額の設定により、未成年者を保護しています。そのため未成年者が年齢を偽った、親の管理不足などの理由により取り消しは難しい場合があります。

暮らしの話題

### 偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意!

【事例】突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐにコンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。再度2万円分購入してきて」と言われ、再度購入してきてもらった。

【相談員からのアドバイス】▼プリペイド型電子マネー(以下「電子マネー」という。)で支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。▼カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。▼セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておくなどの対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。

### お気軽にご相談ください「消費生活相談」

商品やサービスの契約に関するトラブル、消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



日時 月々金曜日 午前9時~正午、午後1時~4時

消費生活センター ☎(483) 49999

令和3年5月15日号

2021年(令和3年)5月15日(1357号)

暮らしの情報...6

## 消費者コーナー

消費生活センター  
☎(483) 49999  
☎(483) 86004

困ったときは消費生活センターにご相談ください

<http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/3-0-0-10.html>

消費生活相談から

### 男性の美容医療トラブルにご注意を!



男性の美容医療に関する相談が寄せられています。【事例①】薄毛治療でカウンセリングから勧められるままに治療を決めたが、医師から十分な説明がなかった。

【事例②】ひげの脱毛と一緒に必要のない高額な化粧水を勧められ契約した。返品したい。【事例③】インターネットの広告を見て7万円で包茎手術ができると知り、クリニックに向いたが、次々とオプションの施術を追加され、施術代が120万円になった。

【相談員から】美容医療とは、病気の治療のためではなく、身体の美化を目的とした医療サービスです。契約者の多くは女性ですが、全体の2割は男性が占めています。薄毛治療や包茎手術、ひげの医療脱毛、二重まぶた手術など男性の悩みに関連した施術の相談が多くみられます。

【相談の特徴】①不安な気持ちに付け込んで契約を急かし、即日施術を勧めるケース。②失敗例の写真を示して「今日施術を受けないと後のことは知りません」などと不安をあおる。③無料診断を受けるだけのつもりが、考える時間も与えられないまま当日の契約をせまられた。④広告とは異なる高額な施術をもとに、追加のオプションを勧められるケース。⑤「広告の施術では、手術痕が目立つたり、術後の腫れがひどくなるおそれがある」などと次々にオプションを追加され高額になった。⑥契約や施術に関する説明が

### さまざまな事例から学び、「かっこいい消費者」へ——消費者問題出前講座

相談事例や消費者トラブル情報を通じて、かっこいい消費者として心構えを消費生活相談員が皆さんの近くの会場に出向いて講座を行います。対象 市内在住の10人以上のグループ 要申し込み・無料 ※会場は各グループで用意ください。内容 高齢者を狙う悪質商法の被害防止のための講座など 時間 平日午前9時~午後4時の間

申し込み・問い合わせ 開催日の約2か月前までに申込用紙に記入の上、〒285-0005宮前3-1-41消費生活センター(ミレニアムセンター)佐倉3階 ☎(483) 30100(平日午前9時~午後5時)へ ※申込用紙は、自治人権推進課、消費生活センター、各出張所、派出所、志津コミュニティセンター、西志津市民サービスセンターで配布

### お気軽にご相談ください「消費生活相談」

商品やサービスの契約に関するトラブル、消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。

日時 月々金曜日 午前9時~正午、午後1時~4時 問い合わせ 消費生活センター ☎(483) 49999

# 消費者コーナー



消費生活センター  
TEL (483) 49999  
FAX (483) 86004

困ったときは消費生活センターにご相談ください

http://www.city.sakurai.jp/sohshi/4-3-0-0-10.html

## 消費生活相談から 未成年者契約の取消し



【事例】  
18歳の子供が、スマートフォンでサブプリメントお試し500円の広告を見て注文。最近、2回目の商品が届き、6回総額3万円の定期購入が条件の契約とわかり親に相談。2回目以降の契約をやめた。

### 【相談員から】

●未成年者契約の取消しができるとき  
現在、20歳未満の人を未成年者と言ひ、未成年者が契約するには、原則、法定代理人(親権者または未成年後見人)の同意が必要です。法定代理人の同意のない契約は、未成年者を保護するため、一定の場合を除き、未成年者自身または法定代理人が取り消すことができます。

次の場合は、法定代理人の同意がなくても、未成年者が単独で契約をすることができまふ。  
▼未成年者が結婚した場合  
▼未成年者に不利益にならない、単に権利を得たり(ただし物をもらうなど)義務を逃れる(借金を返さなくてよくなるなど)場合  
▼法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為(参考書を買うために渡されたお金で参考書を買うなど)  
▼法定代理人が自由な処分を許した財産を使う行為(お小遣いで買い物をするなど)  
▼法定代理人が許可した営業に関する契約をした場合  
▼法定代理人が同意して契約をした場合  
▼未成年者が詐術を用いた(だまし)場合  
▼成人に達した未成年者自身または法定代理人が、商品を引き渡しを求めたり代金を支払った場合など  
●成年年齢が18歳に民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になつてから結んだ契約は取消しができなくなりまふ。  
【消費者へのアドバイス】  
▼契約を申し込む際に、未成年なのに「成年である」「親の同意を得ている」などと偽って申し込むと、取消しができないう場合があるので注意しまふ。  
▼原則二度交わした契約は、一方の都合だけでやめることはできません。契約前に、契約の必要性について、親子で話し合うように慎重に検討しまふ。  
▼未成年者契約の取消しができないう場合も他の法律で救済できる場合があります。不安に思つたらすぐに消費生活センターにご相談ください。

## 消費生活相談員資格の取得に挑戦してみませんか

消費生活センターでは、消費生活相談員が地域のかたがたの消費生活に関するさまざまな相談にあつていまふ。「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づく消費生活相談員のための国家資格として2016年に創設されまふ。この資格試験は、国民生活センターが1991年から実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」を兼ねていまふ。

一次試験日程 10月16日(土)  
対象 不問  
締め切り 8月2日(月)(消印有効)  
申し込み・問い合わせ 独立行政法人国民生活センター資格制度室 ☎03(34443)7855 (http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html)

お気軽にご相談ください  
【消費生活相談】  
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けていまふ。  
日時 月・金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
問い合わせ 消費生活センター ☎(483)49999

# 消費者コーナー



消費生活センター  
TEL (483) 49999  
FAX (483) 86004

困ったときは消費生活センターにご相談ください

http://www.city.sakurai.jp/sohshi/4-3-0-0-10.html

## 消費生活相談から クレジットカードの利用明細必ず確認していまふか?



【事例1】クレジットカード会社から、代金の引き落としができてない連絡を受け、慌てて利用明細を確認した。先月行ったことのない海外での利用が3回にわたつて繰り返しされ、合計30万円以上が請求されていた。

### 【相談員から】

クレジットカードの利用明細を確認したところ、身に覚えのないサイト料金が毎月千円程引落とされていまふ。調べてみると、インターネット動画配信サービスの無料お試しサービスに申し込む際、オプションサービスも同時に申し込んでいたらしい。動画配信サービスだけは無料お試し期間に解約手続きをしていまふが、音楽配信サービスの解約がされておらず請求が続いていまふ。

【消費者へのアドバイス】  
▼クレジットカードの利用明細は、定期的に確認しまふ。  
▼クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メールなどは保管しておき、日付や金額などを利用明細と突き合わせて確認しまふ。利用明細には店舗名とは異なる記載がされていまふこともある。  
▼第三者による不正利用が疑われる時は、すぐにカード会社に連絡を停止してクレジットカード利用を停止するともに、覚えのない利用の調査を求めまふ。  
▼自分に利用した覚えがなくても家族がカードを利用していまふ可能性もあるので、家族にも確認してみまふ。  
▼困ったときは消費生活センターにご相談ください。

## 暮らしの話題 消費者ホットライン

### 1880は?

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初のステップをお手伝いするものでいまふ。「悪質商法などによる被害にあつた」「ある製品を使っていまふはずが定期購入契約になつていまふ」などの消費者トラブルで困つていまふせんか? また、「新型コロナウイルス」が接種できる。後日全額返金さ

れるので10万円を振り込むように」という不審な電話がかかつてきた」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや「豪雨で雨漏りし修理してもらつたがさらにひどくなつた」などの災害に関するトラブルで困つていまふせんか? そんなときは一人で悩まふず、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援しまふ。

一人で悩まふず、まずは相談大切なのは、すぐに相談することです。  
困つたときは、一人で抱え込まないで、「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。  
「泣き寝入りはいやや」「188」で覚えてね!



消費者庁 消費生活センター  
ライン188イメージキャラクター「いやや」

# 消費者コーナー

消費生活センター  
TEL (483) 4999  
FAX (483) 8604

<http://www.city.sakurai.jp/sochi/4-3-0-0-10.html>

## 消費生活相談から

### 訪問購入にご注意を！ 「不要品買い取り」の指輪が、大切な指輪を買い取られた



#### 【事例】

リサイクルショップから「不要な靴があれば引き取る」と電話があり、承諾したら、翌日業者が訪問してきました。用意していた靴を見せると「これだとお金にならない。貴金属を売ってもらわないと、他の物は引き取れない」と言われました。仕方なく金の指輪を見せたら重さをはかり、貴金属だけを安値で買い取られてしまいました。指輪は大切な物なので返してほしいです。

▼**相談員から**  
訪問購入とは消費者の自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取る取引のことです。「不要品を買い取ると言われたのに貴金属を買い取られた」「形見の指輪を返してほしいが、転売されてしまった」などのトラブルが発生しています。訪問購入にはクーリング・オフ制度がありません。契約書面を受け取った日を1日目として、8日間は購入業者に書面で申し入れられることによって、無条件で契約を解除することができます。また、消費者には引き渡し拒絶権が認められているので、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。ただし、自動車(バイクを除く)、家具、大型家電、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券はクーリング・オフを、はじめ、訪問購入の規定が適用されませんので注意しましょう。

▼**消費者へのアドバイス**  
突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

▼事前の承諾がなく、訪問して勧誘することは禁止されています。

▼事前に買い取りを承諾した物品以外の要求は、きっぱり断りましょう。

▼承諾した物品を売却する際は、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフなどについて記載された書面を受け取って確認しましょう。

▼クーリング・オフ期間中(法律で定められた書面交付から8日間以内)は、物品の引き渡しを拒むことができます。

▼売らないうちの貴金属などを、安易に見せることは避けましょう。

▼クーリング・オフ期間が過ぎても救済できる場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

## くらしの話題

### インターネット通販 トラブルに巻き込まれないよう、もう一度確認を

悪質サイト、悪質事業者があなたを狙っています

1 偽ショッピングサイトではないですか？  
↓販売実態がないにもかかわらず、巧みに払い込みだけをさせる悪質サイトが出回っています。

2 ファイッシングサイトにご注意  
↓ショッピングサイトを装って不正に個人情報抜き取る悪質サイトも出回っています。

3 大手モールサイトでも偽ブランド品にご注意を  
↓あなたが実際に取引している出品者・出店者は誰ですか？身元を隠し、偽ブランド品を売っている者がいます。

一般的に気を付けなければならないこともあります

4 定期購入トラブルにご注意  
↓「お試し価格・1回限り」と思っで購入しようとしても、本当は高額の複数回の購入契約かもしれないかもしれません。

5 返品ルールをよく確認しましょう。  
↓返品については事業者が表示したルールをよく確認しましょう。「返品不可」と記載されていれば返品することは困難です。

消費生活セミナー受講者募集  
「携帯電話を安心して活用するために」

日時 11月20日(土)午後1時30分～3時30分  
要申し込み・無料  
場所 ミレニウムセンター 佐倉講師 石渡康英(ドコモショップ プスモホ教室アドバイザー) 定員20人(先着順)  
申し込み 電話で(9月16日(木)～、平日午前9時～午後5時)  
問い合わせ 消費生活センター ☎(483) 3010  
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によって中止となる場合があります。



※今号に掲載している内容は9月15日現在の内容です。  
最新の情報は市ホームページ（左記二次元コード）をご覧ください



**消費生活センターとは**

市民の消費生活に関わる相談を受け付けて、事業者との交渉方法のアドバイスなど、トラブル解決のためのお手伝いをしています。相談には、専門知識を持った「消費生活相談員」が対応します。

〒760-0001 徳島県徳島市本町1-1-1 佐倉市消費生活センター  
〒760-0001 徳島県徳島市本町1-1-1 佐倉市消費生活センター

**防ごう！  
消費者  
トラブル**

近年、消費生活を取り巻く環境は多様化し、便利になった反面、悪質商法の手口が巧妙化し、インターネットを利用した消費者トラブルも複雑化しています。  
もしも被害にあつてしまったら、一人で悩まずに、早めに消費生活センターにご相談ください。

こうぼう  
**佐倉**  
2021 (令和3) 年  
**10.1**  
No.1366

新型コロナウイルスの最新情報  
佐倉市公民館  
佐倉市公民館  
佐倉市公民館  
佐倉市公民館

**販売購入形態別の相談件数**

販売購入形態	件数 (件)	割合 (%)
通信販売	554	37.1
店舗販売	341	22.8
訪問販売	130	8.7
電話勧誘販売	45	3.0
訪問買取	14	0.9
マルチ・マルチまがい	9	0.6
その他無店舗	9	0.6
ポグティブ・オフ (送り付金法)	3	0.2
不明など	390	26.1
合計	1,495	100.0

相談内容のうち、最も多かったのは、**通信販売に関する相談が全体の37.1%を占めており、半年度より12.6%増加しています。**これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、生計様式が大きく変化し、外出自粛による学校の休校やテレワークの推進など、自宅での買い物が時間が増えたことが要因と考えられます。  
なかでも、健康食品や化粧品など、継続して購入する「 ongoing purchase」が初回が安く、その後定期的購入の相談が急増しています。

**契約当事者の性別・年齢別件数**

年代など	男 (人)	女 (人)	相談件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	25	14	39	2.6
20歳代	39	43	82	5.5
30歳代	43	59	103	6.9
40歳代	58	99	157	10.5
50歳代	73	103	177	11.8
60歳代	75	105	181	12.1
70歳以上	222	236	465	31.1
年代不明	128	106	234	15.7
その他 (団体など)			57	3.8
合計	663	765	1,495	100.0

※1回の電話相談などで、複数の相談をされるかたがいた場合は、相談件数に計上

相談は、女性からが多く、特に高齢者が被害にあつていますが、また、相談のうち、契約当事者が60歳以上のものが43.2%を占めています。

令和2年度 佐倉市消費生活センター  
に寄せられた相談件数 **1495件**

**被害にあわないためのポイント**

右の事例のほかにも、架空請求、キャッチセールスなど、いろいろな手口で、消費者をだますケースがあります。

- 必要がないときは「いいません」ときっぱり断る
- 高額なものの契約や、うまい話には要注意
- その場で判断せずに、家族や友人に相談する
- 契約書や申込書をよく読んで、内容を確認してから署名・押印する

※クーリング・オフとは、契約の締結や申し込みをした場合でも、一定の期間内であれば、無条件で契約の申し込みの撤回や解除ができる制度です

**こんな手口には要注意**

**通信販売のトラブル**

お試し価格の健康食品を、1回だけのつもりで購入したら、後日再び同じ商品と請求書が届いた。業者を確認すると、「4回の定期購入が条件となっており、途中の解約はできない」と言われた。そのほか、「代金を払ったのに、商品が届かない」「商品が不良品だったが、業者の連絡先がわからない」など。

通信販売は、クーリング・オフ（※）の対象外です。購入前に、契約内容や契約条件などをよく確認しましょう。

**強引な訪問買取・販売**

不用品を買い取ると電話があり、業者が自宅を訪問。「貴金属はないか」としつこく聞かれ、指輪を数点見せると、安い金額で強引に買い取られてしまった。ほかにも、家の点検を受けたら、リフォームを勧められ、断っても強引な勧誘が続くなど。

「売りたいくない」「買いたくない」ときは、はっきり断りましょう。契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。断っても業者が得られない場合は、警察に連絡しましょう。

**マルチ商法**

知り合いから、飲むだけで痩せられるサプリメントを紹介された。しかも、販売会員になって誰かに売れば必ず稼げると言われ、自分が販売する分を大量に購入した。しかし、友人に入会と購入を勧めたが、まったく相手にされないうえに、費用も失ったなど。

販売ネットワークが広がり、高額な手数料を得られるといううたい文句で勧誘する、悪質なマルチ商法。前金で商品購入をさせられますが、売れない場合はほとんどです。契約書面を受け取った日から、20日間はクーリング・オフができます。

佐倉市消費生活センター 日時 月～金曜日(祝日および年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時 相談電話 ☎(483) 4999



消費者コーナー



消費生活センター (483) 4999

http://www.city.sakurai.jp/soshiki/4-3-0-0\_10.html

消費生活相談から

海外FX取引を勧められたら、ちょっと待って!

【事例1】マッチングアプリで知り合った異性の外国人からFX(外国為替証拠金取引)を勧められた。その人が「勉強のため」に10万円を入金してくれただけで、それを元手に自らも投資して海外の業者と取引を始めた。その後、思うように収益が上がり、投資をやめようとする。その外国人が口座に「マネーロンダリング(資金洗浄)の可能性があり、口座を凍結する」と言うメールが届き、自分のFX取引画面にログインできなかった。
【事例2】婚活アプリで知り合った異性の外国人から海外FX取引を持ち掛けられた。ためらっている、「元手をチャージしてあげる」と言われ、この人の指示に従って自分でも投資し、総額8万ドルになった。ここでFX取引をやめて残金を引き出すとしたが、「口座他他人からの振り込みがあり、マネーロンダリングが疑われる。保証金として80万円払うように」と言われた。
【相談員から】事例はいずれもSNSで「自称外国人」の異性と知り合ったことが発端です。最初は身近なメッセージのやり取りを続け、その後、その外国人が口座にまとまった金額を入金するなどして安心させ、言葉巧みに海外業者とのFX取引へと誘っています。海外の業者であっても、日本の顧客との間でFX取引を行う場合には、金融商品取引業の登録を受けることが求められています。また、FX取引自体も実体がない可能性があり、投資した金額を取り戻すのは極めて困難です。
【消費者へのアドバイス】SNSなどで知り合った人からFXなどへの投資を勧められたら要注意です。直接会ったこともない人から投資の話が出たら、きっぱり断るようにしましょう。
FX取引は、一定程度の専門知識が要求されるうえ、きわめてリスクの高い取引です。仕組みが分からないのに契約するのは危険です。
無登録の海外業者と取引や資金が返還されないなどのトラブルに容易に巻き込まれるおそれがあります。業者が金融商品取引業の登録を受けているかどうかを金融庁のホームページなどで確認し、無登録の業者との契約はやめましょう。

くらしの話題

消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁若者ナビ」を開設

令和4年4月に予定されている成年年齢の引き下げにより、18歳〜19歳の消費者トラブルの増加が懸念され、消費者トラブル防止・救済に向けた取り組みの推進が急務となつています。このような状況の中、消費者庁では若年者層の主要なコミュニケーションツールであるLINEを活用し、若年者層を中心とした消費者に積極的にアプローチしていくため、消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁若者ナビ」を開設しました。消費者トラブル関連の情報発信などを行い、速やかに正確な情報の普及を目指します。

「消費者庁若者ナビ」LINE登録方法
LINEアプリをスマートフォンなどにインストールした後、「消費者庁若者ナビ」を「友だち」に登録してください。
下記二次元コードの友だち追加ボタンから登録できます
QRコード
ID: @caa\_z
https://lin.ee/vly3NYf

お気軽にご相談ください「消費生活相談」
商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。
日時 月・金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~4時
※11月8日(月)は臨時休館日のため、急ぎのかたは千葉県消費生活センター(047-434)0999までお問い合わせ
消費生活センター(483)4999

消費者コーナー



消費生活センター (483) 4999

http://www.city.sakurai.jp/soshiki/4-3-0-0\_10.html

消費生活相談から

「保険金が使えない」にご注意を! 火災保険の申請はご自身で

火災保険を使って住宅修理が多発してきています。
【事例】「2年前の台風被害の調査をしている」と業者が訪問してきた。「被害を受けているか無料で調査をしている。火災保険の対象であれば申請手続きの代行を行うので、保険金の40%を手料としていただくが、保険金が出なければ一切の負担はない」と言われた。
2年前の大型台風直後に保険会社へ問い合わせたが、保険金の支払いは難しいと断られたことを業者に話すと、「申請してみなければわからない」と強い口調で調査を勧められた。調査だけならと思い、業務委託契約書に署名はしたが、業者の説明に不信感があり解約したい。(60代男性)
【消費者へのアドバイス】1 保険金の請求は、保険加入者自身が行うことが基本です。
2 火災保険を使って、自己負担なく住宅の修理ができる。「保険金が出るようサポートする」など、「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービスなどに関する相談が急増しています。
国の統計では、これらに関する相談件数が令和2年度に比べて前年度の2倍以上、令和3年度も前年同期を上回る相談が寄せられています。千葉県は令和元年に台風15号、19号により住宅の被害を受けました。自然災害の被害を受けた直後だけではなく、数年経過した後に被害地域を対象に勧誘を行うケースも多く、今後とも注意が必要です。
3 訪問販売や電話勧誘で契約した場合は、クーリング・オフができる場合があります。お困りの時には、消費生活センターへご相談ください。

くらしの話題

身近な人の被害に気付くために

令和2年度に全国の消費生活センターなどに寄せられた相談のうち、契約当事者が60歳以上である相談が占める割合は、41%でした。
高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止や、早期発見のためには、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。
【高齢者の消費者トラブルを防ぐ見守りチェックリスト】
□ 家に見慣れない人が出入り
□ 家に居ないか
□ 不審な電話のやりとりがないか
□ 家に見慣れないもの、未使用のものが増えないか
□ 見積書、契約書など、不審な書類や名刺などがないか
□ 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
□ カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか
□ 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
□ 生活費が不足したり、お金に困っている様子はないか
□ 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか
不安に思った場合やトラブルになった場合はご相談ください。
日時 月・金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~4時
お問い合わせ 消費生活センター(483)4999

# 消費者コーナー

消費生活センター  
TEL (483) 49999  
FAX (483) 86004

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html

## 消費生活相談から

### 回数券やフリーパス購入は慎重に

【事例1】親の介護が必要になり、実家の近くに引っ越すことにした。子どもの体操教室も通えなくなるので、退会することに決めた。体操教室の回数券は買ったばかりで、8枚のうち1枚使っただけなので返金を申し入れたところ、「規約により返金できない」と断られてしまった。(40代女性)

【事例2】整形外科で全身のチェックを受けたところ、全身矯正メニユーを勧められた。そのメニユーは長期間通わなければならず、料金も高いので躊躇してしたが、「1年間のフリーパスを買おうと、期間内は何回でも通えるので、トータルで考えたらお得です。」とわれ、それなら連日通うことができて得だと思ったので、クレジットカードで購入した。後日、毎回行くたびに別途保険診療費を払う必要

があることを知った。それだと出費がかさむのでフリーパスの契約を解約して、その都度代金を支払う方法に変えた。(60代男性)

【相談員から】理美容院、整形外科や各種習い事など、継続的に通う店などから勧められて高額な回数券や期限付きのフリーパスを購入契約してしまう場合があります。

▼店舗の閉店や倒産  
▼指名したスタッフや担当者が変更された  
▼引っ越しや転勤などの事情で通えなくなった  
そのほか、契約後にさまざまな事情が起きて先々通えなくなる可能性もあります。消費者が自ら出向いて事業者と契約した場合は、特定商取引法の対象ではないため、クーリング・オフ制

度は適用されません。自己都合のほかに体調不良などで通えなくなった場合でも、継続的な契約を中途で解約するには、原則として事業者の設定した規約に従うこととなります。事業者が倒産した場合は、払い戻しができるとは限りませんので、購入する前に確認しましょう。

【消費者へのアドバイス】  
▼「割安になる」「特典が付く」など、お得になると感じさせる説明を受けても、すぐに承諾しないようにしましょう。  
▼購入契約をする前に、回数券やフリーパスの利用方法、施術の条件、解約や払い戻しなどについて、事業者によく確認をすることが重要です。  
▼期間内に使いきれなくなるかなど、使えなくなるリスクも考えて、慎重に検討してください。

## くらしの話題

### 消費者庁「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」を開始！

消費者庁では、若い世代を含む皆さんから、動画を募集するイベント「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」を開始しました。「18歳から大人になる気持ち」をテーマとし、お笑いタレントのゆりやんレトリィバァさんの歌うラップに合わせたダンスや特技などの動画を投稿していただくイベントで、成年年齢引下げの意義や消費者被害防止について自ら考えていただくことを目的としています。

本イベントの特設サイトに掲載し、一部の作品は編集のうえ、広報動画として、政府の広報媒体など、広く使用させていただきますが、どなたでも応募できます。特に高校生や大学生など若い世代のかたの参加を募っています。

▼応募方法など詳細は、特設サイト(下記)をご覧ください。  
▼募集は、令和4年1月5日(木)までです。



## 消費生活相談

商品やサービスなど消費生活に関する苦情や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。

日時 月 金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
問い合わせ 消費生活センター ☎(483) 49999

## 国民生活センター

消費生活トラブルやアドバイスを手軽に調べたり、注意喚起のメッセージを受け取れます。下記の二次元QRコードを読み取り、友達登録してください。



# 消費者コーナー

国民生活センター ☎ 483-4999 FAX 483-8604  
http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html

## 消費生活相談 ☎ 483-4999 (消費生活センター)

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
消費生活専門相談員が消費生活に関する相談の問題解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

## 危険！ネットの「情報商材で簡単にもうかる」話

【事例】SNSで「月利50%で誰でも簡単に月30万円稼げる」というFXの情報商材の広告を見た。無料セミナーに行く。「今日契約するならコンサルティング費用100万円が40万円になる」と言われて契約をした。業者の助言を受けたが結果が出ず、月利100%の「特進コース」があると知り、喫茶店で話を聞くと、今日しか契約できないと言われたので110万円をクレジットカードで決済した。SNSで教材が配信され動画で受講するシステムだが、内容が一般的で価値を見出せない。

【相談員から】情報商材とは、ネット通販などで、おもに副業や投資、ギャンブルで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売される情報です。情報商材は、契約前に中身を確かめることができないため、広告や説明と違って、あまり価値のない情報だったり、簡単に稼げる内容ではないといった相談が寄せられています。

業者が「高額な情報ほど簡単に稼げる」と次々に、より高額な契約を進めるケースも多くあります。また、「返金保証がある」「今なら値引き」「先着〇名限り」などと、十分に検討する間を与えず勧誘し、契約を急かす事例も見られます。返金保証があると説明されたのに返金保証に応じしてくれないケースや、業者と連絡が取れなくなるケースもあり、注意が必要です。業者はすぐに元が取れるなどと言って、クレジットカードで高額決済を勧めたり、消費者金融で借金をするように勧めたりしてきますが、支払った代金を上回るような利益が得られず、もうかるどころか借金だけが残ってしまう危険性があります。

【消費者へのアドバイス】  
▶「簡単に稼げる」ことを強調する広告や誘い文句を安易に信じてはいけません。契約内容が理解できない、業者の説明に不安がある場合は、すぐに契約をしないでください。  
▶借金をしてまで契約しないよう、業者に断るときは「お金がない」と断るのではなく「契約しない」とはっきり断りましょう。  
▶不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

## 「無料点検」のはずが高額な工事契約に？ 屋根工事の契約トラブル

「近所で工事をしているのであいさつに来た」、「近くで工事をしていて屋根が壊れているのが見えた」、「お宅の屋根の鬼瓦が傾いているのが気になっていた。隣の家に落ちると大変だ」などと、突然、来訪された事業者から、屋根の無料点検などを口実に、工事の契約を勧められ契約してしまった。しかし、冷静になってみると契約を急ぎすぎたような気がする。クーリング・オフしたい。

【ひとことアドバイス】  
▶突然自宅を訪問し、「修理しない大変なことになる」などと不安をあおり、その場で契約を結ばせる屋根工事に関する相談が後を絶ちません。  
▶「今なら通常料金の〇割引き」と契約を急かされる、長時間居座りなど、勧誘されるなどのケースもあります。  
▶「瓦が浮いている」などの説明が事実ではない場合もあります。決してその場で契約せず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事かどうかなどを、家族や周囲の人に相談しましょう。  
▶工事を頼む際には、複数業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。  
▶訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

# 消費者コーナー

消費生活センター ☎ 483-4999 FAX 483-8604  
[http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-0\\_10.html](http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-0_10.html)

## 消費生活相談 ☎ 483-4999 (消費生活センター)

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く  
 消費生活相談員が消費生活に関する相談の問題解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。



消費生活  
相談から

## サブスクリプションサービスとは



サブスクリプションサービス(以下「サブスク」という)とは、定額制サービスのことで「月額〇円で使い放題」のようなサービスを指します。映像、音楽、電子書籍などの配信や洋服や家具などのレンタルをはじめ、さまざまな分野に広がっています。最近、インターネット上で申し込んだサブスクのトラブルの相談が寄せられています。

**【事例1】**半年前、動画配信サービス「1か月無料トライアル」の広告を見て会員登録した。登録にはクレジットカード番号の入力が必要だった。無料期間が終わる前に解約したはずだったが、2か月目から利用料金の引き落としがされていたことに気づいた。運営会社に連絡すると、動画配信サービスは解約されていたが音楽配信サービスも同時に申し込みになっていたらしく、別途解約手続きが必要と言われた。

**【事例2】**電子マンガ読み放題の有料会員を解約したいが、登録ID、パスワードを忘れてしまった。運営会社に電話してもつながらず解約できない。

**【相談員から】**サブスクは契約期間中、契約の範囲内でさまざまな商品やサービスを利用でき、

たくさん使う人にはお得感があり便利なシステムですが、契約しても思ったより利用しないこともあります。サブスクは利用しなくても定額の利用料金がかかるので、必要なだけすぐに解約手続きをしましょう。無料トライアルをきっかけにサブスクを申し込み、いつの間にか有料契約に移行していた、解約方法がわからない、などの相談が多く寄せられています。事業者が契約の条件や解約方法を、消費者にわかりやすく説明していないケースもあるので、サブスクを申し込む前に利用規約などをよく確認しましょう。

### 【消費者へのアドバイス】

▶「無料トライアル」の広告をきっかけにサブスクを申し込む際には、無料期間や無料の条件をよく確認しましょう。

▶サブスクの多くは自ら解約しない限り自動更新されます。利用しない場合は忘れずに解約手続きをしましょう。

▶申し込む前に、契約事業者名、サービス内容、解約方法を確認しましょう。申し込みの登録情報は解約手続きに必要になりますので忘れないようにしましょう。

くらし  
の話題

## 慌てないで!

### トイレ修理で思わぬ高額請求

「巣ごもり」「テレワーク」の影響で、トイレや水回りの修理に関する契約トラブルが増加しています。相談の多くはトイレが詰まったので慌ててネット検索し、格安の表示をしている事業者に来てもらったところ、詰まりが解消しないと行って、薬剤の注入や便器を外したり、高圧洗浄を勧めたりするなど作業を次々と提案され、最終的には数十万円の料金を請求されたというものです。

### 【ひとこと助言】

★トイレが詰まると慌てて事業者に連絡をしてしまいがちですが、市販のラバーカップにより解消することもあります。事業者を呼ぶ前に試してみましょう。

★事業者の訪問を依頼する前に複数社から見積もりを取って、費用や作業内容などの契約条件をよく比較・確認しましょう。

★日頃からトイレの詰まりなど排水関係で困ったときに工事を依頼できる場所を探しておきましょう。集合住宅の場合は、管理人に相談することも有効です。

★高額な請求など、不審な点がある場合は、佐倉市消費生活センターにご相談ください。

## 令和4年4月1日から「成年」が20歳から18歳に引き下げられます

### 消費者トラブルにご用心!

18、19、20歳の皆さん、  
悪徳業者があなたを狙っています



成年年齢引き下げが目前に迫っています。成年には、「1人で有効な契約をすることができる年齢」「親権に服することがなくなる年齢」という意味があり、自己の責任が問われることが多くなります。成年年齢が引き下がると、18歳、19歳の若者は民法の「未成年による契約取消権」が使えなくなるため、若者の消費者トラブル増加が懸念されます。

“契約”にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります



契約する前に  
よく考える

儲け話を  
うのみにしない

契約をせかされたら、  
きっぱり断る

契約する際は、その契約が必要かどうかなど、少しでも不安があれば周りの人ともよく相談した上で、検討してから契約するようにしましょう。

< 詳しくは、国のホームページで... >



【消費者庁】  
「18歳から大人」特設ページ



【経済産業省】  
成年年齢引き下げ特設サイト  
～18歳から大人～



【法務省】  
民法の一部を改正する法律  
(成年年齢引き関係)について

## 成年年齢引き下げに関する Q & A

Q なぜ成年年齢を20歳から18歳に引き下げるの?

A 18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としており、世界的にも18歳を成年年齢とするのが主流です。また既に憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の年齢は、18歳に引き下げられています。

Q 成年になったら何が変わりますか?

A 成年年齢に達した人は、法律上は父母の親権に従わなくてもよいので、親の同意を得なくても、自分の意志で契約に関することができるようになります。このことにより契約に関する責任や支払いを負うことになります。

Q 18歳になったら何が出来るの?

A 親権に服さない年齢として、親の同意を得ずに、1人で有効な契約をすることができます。  
 ▶携帯電話を購入する  
 ▶ひとり暮らしのアパートを借りる  
 ▶クレジットカードの作成(支払能力の審査の結果、クレジットカードが作成できないこともあります)  
 ▶ローンを組んで自動車を買う(返済能力を超えるローン契約と認められる場合、契約できないこともあります) など  
 親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所(居所)、進学や就職などの進路決定につ

いて、自分の意志で決めることができるようになります。(進路決定については、親や学校の先生の理解を得ることも大切です)その他できること...

- ▶10年のパスポート申請
- ▶性別取り扱いの変更審判
- ▶外国人の帰化、国籍の申請 など

Q 18歳になってもできないことは?

A 飲酒、喫煙、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う、養子を迎える、大型・中型自動車運転免許の取得 など

## 消費者コーナー

☎ 消費生活センター ☎ 483-4999 FAX 483-8604  
http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-0\_10.html

**消費生活相談 ☎ 483-4999 (消費生活センター)**

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く  
消費生活相談員が消費生活に関する相談の問題解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

消費生活相談から

### 不用品回収のトラブルにご注意を!

**【事例1】**  
ポストに不用品を無料回収するとのチラシが入っていた。使わないストーブや自転車があったので、業者に電話をかけた回収を依頼した。翌日、業者がトラックに不用品を積み込むと10万円を請求された。大声を出され、断り切れずお金を支払ってしまった。

**【事例2】**  
引っ越しをするため、インターネットで不用品回収業者を探したところ、軽トラック乗せ放題2万円という広告を見つけた。業者に見積もりを依頼したら「当日見ないとわからない」と言われた。後日業者が来訪し、不用品を積み込むと20万円を請求された。広告に記載されていた金額と違うと言ったら、「乗せ放題2万円以外に運搬費と処分費用が必要」と言われたが、そのような記載は見当たらず納得できない。

**【相談員から】**  
不用品回収サービスについては、当日不用品を積み込んだ後に高額な料金請求をされる事例があり、また無許可業者に依頼することによって不法投棄などにつながる可能性があります。

※参考「無許可の回収業者にご注意ください」(市ホームページ)をご覧ください

▶家庭から出る粗大ごみや不用品は「一般廃棄物」となり、処理については自治体および自治体から委託を受けた業者が行っています。業者が一般廃棄物の収集・運搬を事業として行うには、営業する地域の自治体による「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。

▶「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では、家庭から排出される不用品の回収は行えません。

**【消費者へのアドバイス】**

▶家庭から出る粗大ごみや不用品を処分する際には、自治体の処分ルールに従って行いましょう。

▶不用品の回収を業者に依頼する際には、事前に自治体のホームページや担当課に営業許可の有無を確認しましょう。

▶複数の業者から見積もりを取り、回収条件や追加料金の有無などを確認したうえで依頼することが大切です。

くらしの話題

### 着物販売の強引な勧誘に注意

「呉服店に行けば何かもらえる」と誘われ、出向いたところ、6人くらいの店員に囲まれて反物を合わせられた。着物はほとんど着ないので断ったが、「セットで買うと20万円値引きする」と言われた。更に断ると別室に案内され「お金が無い」と言っても「ローンを組める」「動いているのなら大丈夫」などとしつこく勧められた。3時間以上も勧誘され、店員に着物姿が似合うと褒められ、断り切れない状況の中で約60万円の着物セットを分割払いで買ってしまった。

**【ひとこと助言】**

▶親しい人からの誘いでも、行った先で強引な勧誘を受けることがあります。安易な気持ちで行くのは要注意です。

▶「お金が支払えない」と断ると借金や分割クレジット払いを持ちかけられ、断る理由を封じられてしまうことがあります。望まない契約ならば、お金が無いからではなく「必要ありません」「買いません」ときっぱり断りましょう。

▶それでも契約してしまった場合やトラブルに遭ってしまったときは、消費生活センターにご相談ください。

### (3) 啓発コーナーの新設

ミレニアムセンター佐倉2階エントランス前



令和4年3月から啓発コーナーを常設しました。季節感のある飾り付けに工夫し、リーフレットを配架することにより、立ち止まって見てもらえるようになりました。

# 佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(佐倉市条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定向上に資するため、佐倉市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市消費生活センター	佐倉市宮前3丁目4番地1

(業務)

第4条 消費生活センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
- (5) その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の承認)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合において、市長は、消費生活センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消費生活センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (4) その他消費生活センターの管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、消費生活センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、承認の変更又は取消しをすることができる。

3 市長は、第1項に規定する使用の承認の取消しにより使用者に損害を生じても、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第8条 別表に規定する施設の利用者は、引き続き2日を超えて当該施設を使用することができない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 利用者は、消費生活センターを使用する場合において、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、消費生活センターの施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(消費生活センター運営協議会)

第14条 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

別表(第5条、第9条関係)

使用単位	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
活動コーナー	330円	450円	780円

※令和4年度より使用料の改正がありました。新料金380円、500円、880円

## 備 考

- 1 市内に在住、在学又は在勤する者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時以降のときは午後1時から午後5時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

# 佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(相談日時)

第 2 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日は消費生活センターの休所日以外の日とし、当該事務を行う時間は午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その日時を変更することができる。

(所長及び職員)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第 4 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 6 条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 7 条 消費生活センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



# 佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則

(佐倉市規則第65号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例(平成11年佐倉市条例第33号。以下「条例」という。)第15条の規定により、佐倉市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 消費生活センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(活動コーナーの使用時間)

第4条 条例別表に規定する施設(以下「活動コーナー」という。)の使用時間は、準備又は原状に復するため要する時間を含むものとする。

2 活動コーナーを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により活動コーナーの使用の承認を受けようとする者は、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用月の2月前から3日前まで(消費者団体等の申請にあっては、使用月の3月前から3日前まで)に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書の提出の際に必要な書類を添付させることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認書を交付するものとする。

2 使用の承認は、申請の順にこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順を決定するものとする。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し又は変更等)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、活動コーナーの使用を取消し、又は変更しようとするときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認申請書に承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認書を使用者に交付するものとする。

3 市長は、条例第7条の規定により活動コーナーの使用を取消し、又は変更したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)通知書により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに活動コーナーを原状に回復しなければならない。

(使用料の納入)

第8条 使用者は、使用料を承認書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体又は公益的活動を目的とする団体が使用するとき 免除
- (2) 国、県又は本市が使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める割合

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- (2) 使用者が使用日の10日前までに使用を取消したとき 全額
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用を取消したとき 半額

(図書貸出しの手続)

第11条 消費生活センターの図書の貸出しを受けようとする者は、図書利用申込書により市長の承認を受けなければならない。

(図書貸出冊数及び期間)

第12条 図書の貸出しは、1人2冊以内とし、貸出期間は、10日以内とする。

(貸出しをしない図書)

第13条 市長が指定した図書は、貸出しを行わない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(図書の補償)

第14条 利用者が図書を亡失又は損傷したときは、市長は、その利用者に補償させることができる。

(教材等の貸出しの手続)

第15条 消費生活センターの教材及び教具(以下「教材等」という。)の貸出しを受けようとする者は、佐倉市消費生活センター教材等利用申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする月の2月前から利用しようとする日までに行うものとする。

(教材等の貸出しの種類、数量及び期間)

第16条 教材等の貸出しは、1人3種類以内で5点以内とし、期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しをしない教材等)

第17条 市長が指定し、又は消費生活センターの事業で使用することが予定されている教材等については、貸出しを行わない。

(教材等の補償)

第18条 利用者が教材等を亡失又は損傷したときは、市長は、利用者に補償させることができる。

(承認書の提示)

第19条 承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第20条 消費生活センターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 指示された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、備品、器具等及び附属設備を移動し、または使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで、宣伝、勧誘、文書若しくは図書の配布又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第21条 使用者は、職員が消費生活センターの管理上、立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(事業計画及び事業報告)

第22条 消費生活センターが年次計画に基づいて執行する事業は、その計画及び実施状況について、佐倉市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

(協議会の構成)

第23条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体の代表 7人以内
- (2) 経済団体等の代表 3人以内
- (3) 市民 4人以内
- (4) 学識経験者 1人

(委員長及び副委員長)

第24条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第26条 協議会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。